

殉職隊員の追悼の在り方について

元防衛事務次官 増田好平

昨年10月11日に、防衛省で例年行われている自衛隊殉職隊員追悼式に参列させていただきました。今年の追悼式においては、中谷防衛大臣の主催により、石破内閣総理大臣をはじめ、約300名の方々が出席され、新たに30柱が顕彰され、警察予備隊以来の累計では、これまで、2142柱が顕彰されています。

今年の追悼式においては、ご遺族代表として、令和6年11月の掃海艇うくしまの火災で殉職された海上自衛官のお母様が、切々としたお気持ちを交えながら、挨拶をされました。私は、平成18年8月から1年ほど、この追悼式を所掌している人事教育局長を務めました。それまで、ご遺族の挨拶は、総理が退席された後に行われていたのですが、私は、やはりご遺族の挨拶を総理にもきいていただきたいと思いますと思い、安倍総理の秘書官にお願いして、出席時間を少し延ばしていただきました。余談ですが、10分程度の差なのですが、総理秘書官が熟慮されているのが、私にとっては、印象的でした。

この自衛隊殉職隊員追悼式は、前述のように、毎年、防衛大臣の主催で、内閣総理大臣のご臨席を賜り、「任務遂行中に不幸にして職に殉じた隊員を追悼するために」、昭和32年から行われており、平成15年からは、原則として、屋外のメモリアルゾーンで行われています。

これまで、顕彰された隊員は、当然のことながら、「任務遂行中」に、殉職された方々ですが、他方で、「戦闘中に」殉職した隊員は、警察予備隊発足から75年余りを経過しておりますが、おられません。

ただ、昨今の我が国が置かれている、国際安全保障環境に照らしてみると、あってはならないことですが、隊員が、「戦闘中に」殉職することはないとはいえない可能性が高まっているように思われます。

このような動きの中で、自衛隊の殉職隊員の追悼の在り方、特に、戦闘での犠牲者の追悼の在り方を考えることが、この際、必要ではないかと思われます。

もしかしたら、タイミング的には遅すぎたのかもしれません。平成15年に成立したイラク特措法に基づき派遣された部隊が滞在したサマーワの宿営地等には現実に攻撃が行われており、結果的に犠牲者は出ませんでした。その可能性は無視できないものであったからです。

この問題を考えるに当たっては、まず、いくつかのファクトを整理しておく必要がある

と思います。

まず、戦闘での犠牲者の追悼行事として、毎年8月15日に日本武道館で行われている「全国戦没者追悼式」があります。この行事は、昭和57年4月13日の閣議決定「「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について」に基づき、政府主催の下に、天皇皇后両陛下のご臨席を仰いで行われています。

次に、任務遂行中の殉職者への追悼行事について述べますと、警察の場合は、全国的には、国の組織ではなく、公益財団法人警察協会が主催して（警察庁が関与している可能性もありますが）、毎年、全国殉職警察職員・警察協力殉難者合同慰霊祭が、内閣総理大臣のご臨席のもとに行われています。警察職員に加えて、警察活動に協力した方も警察協力殉難者として慰霊されており、これまでに、6286柱の御霊が祀られています。

消防の場合も、全国的には、公益財団法人日本消防協会が主催して、毎年、全国消防殉職者慰霊祭が、内閣総理大臣のご臨席のもとに行われており、これまでに、5795柱の御霊が祀られています。海上保安庁の場合は、同庁が主催して、毎年、海上保安庁殉職者追悼式が行われています。

政府のレベルにおいて、この種の問題について検討したものとしては、福田内閣官房長官が参集した、「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」が、平成14年12月に報告書をまとめています。その中で、「追悼・平和祈念施設の基本的性格」の項で、追悼の対象について述べていますが、自衛隊における戦闘による殉職者は、同報告書の検討の対象からは、はずれているようです。多分、これまでこの問題について、政府レベルで検討されたことはないのではないかと思います。

以上のような、ファクトを踏まえて、仮に、戦闘で隊員が殉職した場合の、自衛隊の殉職隊員の追悼の在り方を検討する必要があるのではなかろうかと思います。

まず、防衛出動を下令されて戦闘で殉職した隊員については、全国戦没者追悼式で追悼の対象になっている戦没者と、時点の違いはあるにせよ、同種の性格を有していることは論をまたないと考えます。従って、戦闘で殉職した隊員の追悼については、政府主催の下に、天皇皇后両陛下のご臨席を仰いで行われる追悼行事でなければ、バランスを失しているということになると思います。

ただ、この場合、全国戦没者追悼式と同じ儀式の中で追悼するかどうかという点については、種々の角度から検討しなければならないと思いますが、筆者は、現行の全国戦没者追悼式の対象が、現行憲法の下での戦没者でないこと等から、否定的に考えたいと思います。

次に、自衛隊における殉職者に対する追悼の在り方について、戦闘で殉職した隊員、戦闘以外の任務中に殉職した隊員、訓練中に殉職した隊員をはじめとする上記以外で殉職した

隊員で追悼の在り方を分けて考えるのか否かということについて考えなければなりません。任務という観点から整理すれば、戦闘で殉職した隊員とは、自衛隊法第3条第1項で規定する我が国を防衛するという自衛隊の「主たる任務」に従事中に殉職したということになります。戦闘以外の任務中に殉職した隊員とは、自衛隊法第3条第1項で規定する公共の秩序に当たる、又は、同条第2項で規定する任務、併せて、「従たる任務」に従事中に殉職したということになります。上記以外で殉職した隊員とは、上記が本来の任務中と整理されますので、「本来の任務」以外で殉職した隊員ということになります。

任務の種類に応じて、任務の重みは異なるので、追悼の在り方も、それぞれに応じて行っていくという考え方もあると思いますし、任務に種類があり、それぞれの任務の重みが異なることは否定しないが、他方、任務は任務であるので、その種類に応じて、追悼の在り方に差をつけるべきではないという考え方もあると思います。

現行の追悼式は、殉職した隊員の従事した任務に関わらず、同じ形で追悼しているので、後者の考え方をとっているといえると思いますが、もし、隊員が戦闘で殉職した場合には、後者の考え方に基づいて行くのかは、判断の要する問題ではないかと思います。

自衛隊における殉職者の追悼の在り方について、警察、消防、海上保安庁の殉職者の追悼の在り方の対比においてどのように考えるのかも考察の必要があります。警察、消防、海上保安庁の第一義的な任務は、「公共の秩序の維持」に当たるとのことだと思います。「公共の秩序の維持」も重要な任務であることに間違いはありませんが、自衛隊の主たる任務たる「国の防衛」は、我が国の主権や、領土、国民、ひいては、国益を守るという国にとっては、最も重要な部分に奉仕しているということであり、そのために殉職した隊員に対して国のレベルで最大限の追悼を行うことは当然ではないかと思います。

又、任務の質も異なるものといえると思います。自衛隊員の服務の宣誓では、よく、「事に臨んでは危険を顧みず」という部分が強調されます。その部分が自衛隊員の服務の本質を示していることはその通りだと思いますが、私はそれ以上に、それに続く「身をもって責務の完遂に努め」という部分も、同様に重要ではないかと考えます。「身をもって」とは、言い換えれば、「自らの命をかけて」、「自らの命にかえて」、「自らの命を犠牲にしても」任務を達成するということを述べています。そこまで、任務、責務の達成に求められているのは、自衛隊員だけではないかと思います。その意味でも、そこまで求められている自衛隊員に対して、そのために殉職した隊員に対して国のレベルで最大限の追悼を行うことは当然ではないかと思います。もしかしたら間違っているのかもしれませんが、警察、消防、海上保安庁において、任務の達成にあたり、そこまで求めているものではないと考えます。

それから、警察は都道府県警察であり、消防は、市町村消防であるので、国のレベル、政

府のレベルで、直接に追悼を行うことには、若干の考慮を要するものと考えられ、それが、今のような、関係の公益法人の主催によって追悼を行うという形になっているということだろうと思います。

私は、このような課題を考える基本的な視点は、戦闘における殉職者が、我が国にとって、国民の皆さんにとって、どういう位置づけにあるのか、ひいては、自衛隊という組織がどういう位置づけにあるのかということにあると考えます。即ち、そういう方々も警察や消防に従事している方と同様に「公のために従事している」という切り口で整理するのか、「国の防衛」という、日本の国益の最も大事な部分を背負っているのだから、他の公に従事している職務とは性質を異にすると整理するのかということではないだろうかと思います。

この点を考えるに当たって、私の中で、常に、脳裏に浮かぶ発言があります。それは、平成15年11月にイラクで銃撃されて死亡された外務省の奥克彦さんが、その2ヶ月前に、イラクのバスラで、語った、「私がイラクで死んでも何の影響もないが、イラクに派遣された自衛隊の方が死ねば、内閣が倒れるような影響がある。」という言葉です。外務省の方がおそのような認識を持っているということが、私にとっては、印象的でした。(当時、私たちは、奥克彦さんと一緒にイラク特措法に基づき派遣される予定の自衛隊の活動地域等の調査をイラクで行っていました。)

少し、趣が変わりますが、ある自衛隊のOBの方から、「増田さん、「追悼」と「慰霊」は違うんですよ。」と言われたことがあります。その方の説明を踏まえ、私なりに少し勉強し、考えてみますと、次のような違いではないかと思います。「追悼」とは、その対象の方は現時点においては、既に生きておられない、亡くなっており、過去に遡り、その方の生きておられた時点に思いを致すということであり、その意味で、追悼する者とその対象となる方は共存していないということだと思います。他方で、「慰霊」とは、その対象は現時点の「御霊」であり、即ち、現時点で慰霊をする者と御霊は共存しているということだと思います。ただ、自衛隊殉職隊員追悼式がおこなわれている防衛省のメモリアルゾーンにある碑には、「殉職者慰霊碑」と刻まれています。又、8月15日の全国戦没者追悼式にも、「全国戦没者の霊」が祭壇に飾られています。「追悼」と「慰霊」の区別にそれほど意を用いる必要はないのかなとも思います。

殉職隊員の追悼の在り方についての議論は、非常に微妙な要素を含んでいると思いますが、他方、国民的な議論を必要とするものでもあると思います。この問題について、静かに、落ち着いて、議論が進められることを望みますが、もしかしたら、それ程十分な時間は残されていないのかもしれないとも思います。